

【読楽】036 「庄屋日記」を読む * 読楽箇所=全文

「庄屋日記」の概要 * 「庄屋日記」は現存唯一で、流布本『庄屋往来』の先駆けと考えられる往来物。

【判型】大本1冊。縦238耗。

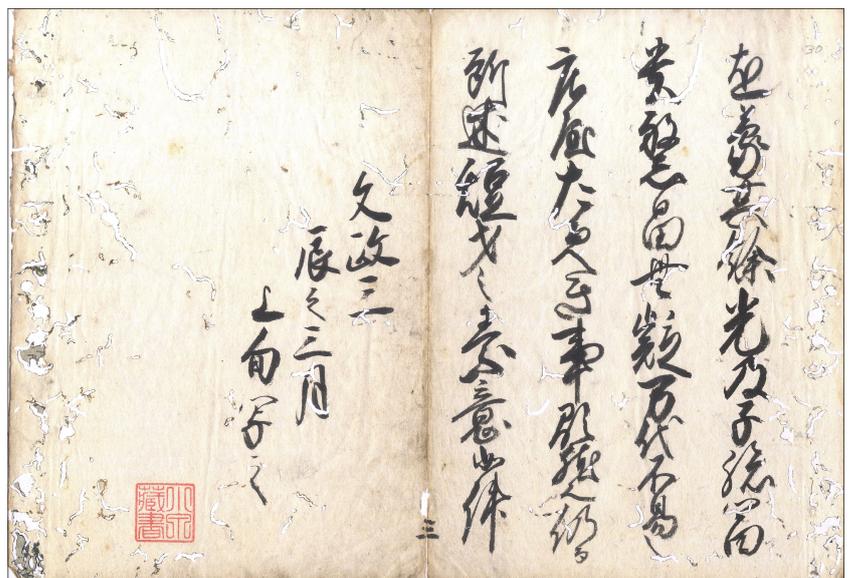
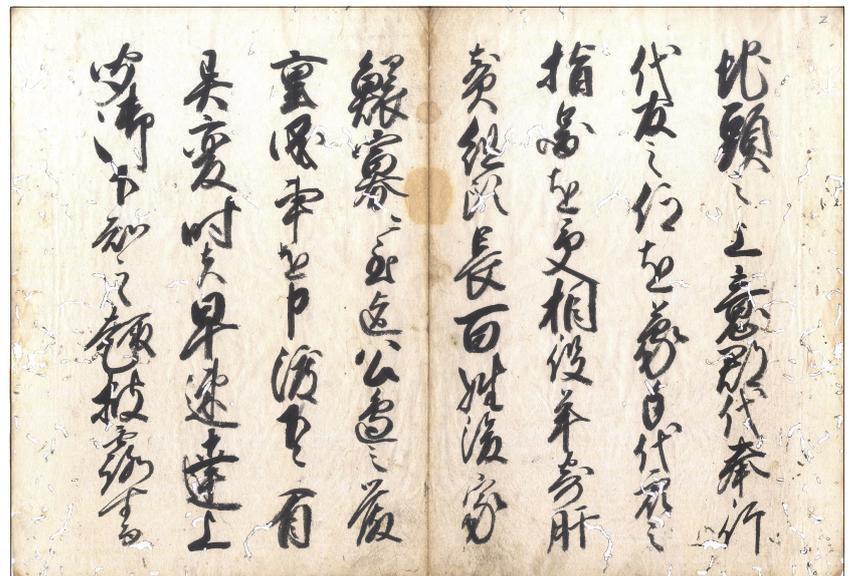
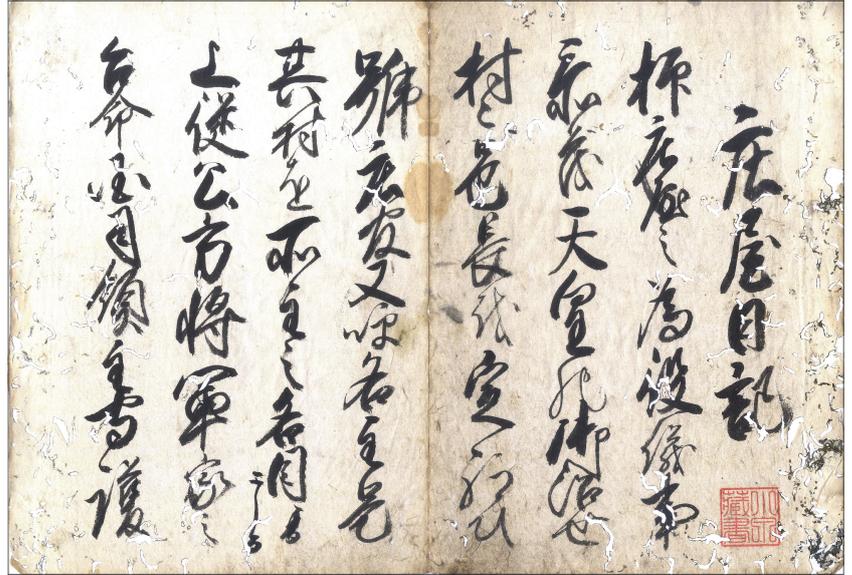
【作者】不明。

【年代等】文政3年(1820)3月書。

【備考】分類「往来物」。袋綴じ展開収録。冒頭から「抑庄屋之為役儀事…」と書き始めるように、庄屋子弟に庄屋に必要な教養(用語)と心得を教えた往来物。まず庄屋の役割が、天皇によって定め与えられた役職であり、これを「庄屋」または「名主」ということ、また、庄屋は公方、將軍家から国司・領主・守護・地頭、郡代・奉行・代官までの命令を受け、これを村内の年寄・肝煎・組頭・長百姓・後家・鰥寡まで厳重に申し渡したり、下々に異変があればすぐにお上に届け出る職分たることを説く。そして、庄屋たる者は『御成敗式目』や一切の往来物を始め、「四書五経」その他和漢聖賢の書を学んで身を修め、正心(正直か)・始末・儉約を第一として務め、智恵・才覚をめぐらして、堪忍の慎みが必要であるとする。以下、村内経営に必要な帳簿類の整備や切支丹宗門や御高札制禁の監督、養子縁組・出奔・病死など村内人員の掌握、寺社宗門の監督、関所通行手形の管理、村内における賞罰経営など、庄屋の職分のあらましを綴る。なお、本書は『庄屋往来』の系統の一種であるが、類書中の最古本である。

* 国文学研究資料館DBでは、『庄屋往来』の所蔵先は、東書文庫本(旧謙堂文庫蔵の新写本)、三次市図本(江戸後期書)、韓国中央図書館本(江戸後期書か、一名「^{りしやう}里正往来」)の3カ所のみ。

* 家蔵本は、文政3年書『庄屋日記』、文政4年書『庄屋往来』、天保12年書『庄屋往来』のほか、異本の明和元年書『庄屋往来』の4本。



「庄屋日記」を読む

*『庄屋往来』諸本と校合のうえ補正。他本との主な異同を[]で示した。黄色は三次本。波線部は『庄屋日記』独自の記述。

庄屋日記

庄屋の職分

抑庄屋之為役儀事、忝も天皇 [天照大神] [聖武天皇] の御治世、村々邑長 [村君] を定給ひ、号庄官、又、呼名主 [後世に至り庄屋と唱へ、又、名主と呼ぶ]。是、其村 [邦] を所主之名目に而、上従公方、將軍家之台命、国司・領主・守護・地頭之上意、郡代・奉行・代官之仰を蒙、手代衆之指図を受、相役・年寄・肝煎・組頭・長百姓・後家・鰥寡に至迄、公辺之嚴重成事を申渡、下々有異変時者、早速、達上聞、御下知之趣披露する職分也。

庄屋子弟の心構え

依之、常々御掟 [御条目] を相守、兼、御成敗式目、一切之往来物より、四書五経、其外、和漢聖賢之書籍を学、修身正心、始末・儉約を専とし、知恵・才覚を廻、思案・了簡、堪忍之慎可為肝要。

帳簿記録

若、御家督替等砌、其村之由緒・来歴、或、朱印・黒印免許*1、除地*2・草刈野山*3・牛飼場・萱野・荒芝・三昧*4・永引*5・鋤下*6・当毛*7・荒*8・入会 [入相] *9・合壁*10等、先格之通明細帳面に委可書上。

宗門人別帳(戸籍関連)

扱又、毎年宗旨御改、伴天連・以瑠慢*11・切支丹之類族者、御高札之制禁なり。且或、縁付・養子・入贅は以仲人呼取、祖父母、本組(本祖?)、女房・倅・嫁・娘・兄弟・姉妹・伯父・叔母・従兄弟・孫・曾孫、厄介*12・譜代*13、或、与風出(風与出)*14・出奔人、或、出生・病死之者に至迄、御城主・若殿は勿論、御台・姫君・家老・用人衆、惣而諸家中御指名改名、男女増減委細改、寺印請放之手形、

*1 朱印地・黒印地＝江戸時代、將軍の朱印状によって領有を認められた寺社領、および租税を免除された寺社の所持地を朱印地という。これに対し、藩主の黒印状によって認められた同様の土地を黒印地という。

*2 除地(じょち・よけち)＝江戸時代、領主により年貢免除の特権を与えられた土地。

*3 草刈野山＝草刈場。田畑の肥料や牛馬の糞(まぐさ)にするための草を刈り取る場所。特に、その目的で農民が共同で使用した草地。

*4 三昧＝三昧場。葬場・火葬場もしくは墓地。

*5 永引＝江戸時代、山崩れ・川欠け・池成り・石砂入りなどの災害を受けた農地で、復旧の見込みがないため、永久に年貢を免除された土地。

*6 鋤下＝新たに山野を開墾して田畑とするまでの期間。

*7 当毛＝当年の毛。今年の作毛。干ばつの年に田地で臨時に畑作物を栽培したり、逆に用水が余った年に畑地で臨時に稲作を行ったような場合を、それぞれ当毛畑(とうげばた)・当毛田(とうげだ)と言った。

*8 荒(あれ)＝荒れ場。年貢を取り立てられない荒れ地。

*9 入会＝一定の地域の住民が、森林などを共同で利用し、生産・生活に必要な物資を得ていることをいう。一定の地域の住民が、共同して山林原野を利用することができる権利を「入会権」といい、一定の地域の住民が、集団的に、共同で利用し、管理している山林原野を「入会林野」という。

*10 合壁(かっぺき・がっぺき)＝壁一つ隔てた隣家。かべどなり。

*11 伴天連・以瑠慢＝伴天連は、キリスト教が日本に伝来した当時の、カトリックの宣教師の称。パードレ。以瑠慢は、伴天連よりも低い階級の助修士(平修道士)。

*12 厄介＝他家に寄食すること。また、その人。居候。食客。また、家長の傍系親族で扶養されている者。

*13 譜代＝代々同じ主家に仕えること。また、その家系。農村では主人に世襲的に隷属した下人を譜代下人と言う。

*14 風与出＝居住地から失踪すること。家出や出奔の類い。

三論・法相・俱舎・成実・律・華嚴・天台・真言、禪家は曹洞・臨濟・黄檗之宗派、以上九宗^{*15}、天竺・唐土より相伝、浄土・一向高田門徒・法華・時宗・[大念仏宗]・真盛派^{*16}等、本朝二而所建之法門也。尤耶蘇宗門之儀者、随分致穿鑿、改寺一札、逐一帳面無相違相認、落印無之様可致也。

往来手形

猶又、商人・諸職人之他行、或、四国・西国・伊勢参宮、愛宕・大峯・多賀・高野・秋葉・金比羅・善光寺・秩父坂東廻国行脚、并に有馬之湯治、其外、遠国諸山え参詣之者有之節者、関所往来之切手を調べ、旅立之暇可相願。

弱者救済

若、春末に至、穀物相場高直にして、老人・幼少之者、又は病にて持難成、飢渴難済之者、或、孤独九十歳、或、貧窮二而孝行成者は、其旨御地頭[御公儀]え申立、御拝借・御救米・御扶持方等可願上。

巡見対応

将又、御勅使・御検使御巡見、大名衆之参勤交代、或、御入部、地方役人衆在中廻村之節、道筋掃除念を入れ、先触之刻限不違、駕輿[駕籠]人足・荷物持召連、村境え罷出、可致案内也。

普請関係(社会資本)

偕又、御普請所は、川端・山岨[山添]・往還道・橋・池・堤・樋前・越水^{*17}・河除・堰埭^{*18}・堀・川・溝浚・土砂留、山走・出水・溜池・悪水入之場所遂内見、杭杵・石垣・行馬^{*19}・柵^{*20}・蛇籠^{*21}・明俵^{*22}・水刎^{*23}・波戸^{*24}・水門・水戸^{*25}等人足夫積、根置^{*26}・馬踏^{*27}、法^{*28}・均・高・深・広・長・幅・竪横・堀埋之坪積、丁場割^{*29}無偽様、以入用仕立、

新田開発・年貢関係

隠田・空地有之者令開発、御検地之御竿を請、夏作^{*30}根付物、用水[養水]不絶様に心付、若、虫指・長旱・渴水之節者、虫送・雨乞・湯立^{*31}神楽・百灯明・大般若等の祈祷を催、田畑無抜目手入を能

*15 九宗＝仏教の九つの宗派。三論・成実・法相・俱舎・律・華嚴・天台・真言の八宗に、浄土または禅を加えた九宗。

*16 真盛派＝天台宗の一派。天台真盛宗の旧称。円戒国師真盛を祖とし、滋賀県大津市坂本の西教寺を本山とする。念仏と円頓戒の一致双修を説く。西教寺派。

*17 越水(えっすい・うてみ)＝堤防などの頂上から流出する水。越流水。溢水。

*18 堰埭(井堰)＝水を他へ引いたり流量を調節したりするため、川水をせきとめる所。

*19 行馬(こうば・やらい)＝門のわきに設けた馬つなぎ。駒寄せ。

*20 柵＝水流をせき止めるため、くいを打ち並べ、それに木の枝や竹を横たえたもの。

*21 蛇籠＝河川の護岸・水流制御などに使う、円筒形に編んだかごに石を詰めたもの。

*22 明俵＝中味が入っていない、空の俵。

*23 水刎＝杭、蛇籠、石塊などを用いて、河川が河川敷の中で蛇行したり流路を変えたりしないように河岸から河身に設けた工作物。水制。

*24 波戸＝陸から海へ細長く突き出して構築した堤。波よけや、船舶の積み荷の上げ下ろしなどに用いる。

*25 水戸＝水量調節のため水の取り入れ口に設ける門。すいもん。

*26 根置＝堤防や堤の下場の幅。

*27 馬踏＝江戸時代の河川で、堤防の上を人馬が通行するように平らになった部分。

*28 法(のり)＝建築・土木で、垂直を基準にした傾斜の度合。また、その傾斜した面。

*29 丁場割＝建設工事現場の図面や建築物の設計図。

*30 夏作＝夏の間(に)生育し、秋または冬までに収穫する作物。イネ・ナス・ウリ・ダイズ・アズキ・トウモロコシなど。夏作物。

*31 湯立(ゆだて・ゆたち)＝熱湯によって神意を占ったり、清めをしたりする神事。〈ゆたち〉とも。神社などの庭で大釜に湯をわかし、巫女(みこ)や禰宜(ねぎ)がササの葉で湯をまきちらし、自身や参詣者の頭上にふりかける。

し、豊年之秋は本田^{*32}・新田御取米^{*33} [以下「御免状・下札之通、御年貢米」を挿入]、夫口米^{*34}・御膳米・御用米・欠代、并に犬米飼料等俵 拵入念、升目^{*35}相調、御日限之通、急度可皆済。
 或、替米^{*36} [為替米]・出作之^{*37}越米・下作之^{*38}家督米、肥手 [糶手]・干鰯等之代差別 [差引]、穀留^{*39}通、并に野扶持^{*40}御手形姿写、御指継^{*41}物・御蔵書替等無滞様可致。其外、一步米、二厘、或、池守・山廻歩行給、帳付賃、諸日役支配運賃・駄賃・津出賃・欠蔵敷・込米 [込米払]、又、高瀬上乘賃・米払之仲衆賃・地祭・幣帛・翁之初穂 [翁祈禱之初穂]・船渡賃・非人番給^{*42}一切米方之諸色平、免高^{*43}掛、棟懸、門打共委細割当出金 [出勤]、取替之指引、過上・未進之取遣、成詰^{*44}之通、表本寄勘定少も無 蟻算用可致也。

金銀支払・諸税等

扱、銀方者、請林・塩浜、海山川の殺生、獵師之諸運上^{*45}・藪年貢^{*46}・茶代・柿渋・草藁銀 [社倉] 麦草藁銀・御仲間之余内 [余内銀] ^{*47}・皮多革役^{*48}銀・街道之掃除賃、京・江戸、又、御領・私領・陣屋・御城下、其外、津々浦々えの飛脚賃、或、朝鮮人來聘に付、室・大坂之馳走船、遊行上人之伝馬^{*49}、長崎一里継、同御奉行御詰替之詰夫人足、本陣・馬借駅 [場駅]、町在年行事・触元・会所之諸入用一切 [諸入用、組割・庄割之堰掛り、池江之夏割等一切] 小物成銀無間違可為上納也。

寺社関係

此外、氏宮・菩提所 [菩提寺]、或、薬師・観音・地藏・毘沙門等之辻堂・道場・堂塔・伽藍、其最寄之寺社、[寺社、修験] 氏子・檀中相談之上、寄進・奉加を勧め、再興・屋根葺替等可致修復 [屋根替繕等之可加修復] [別本、この後、寺社建築用語を数多く列挙]。

年貢・控除等

若、台風 [若、干魃・大風]・洪水・蝗振 [蝗振／浮塵子]・氷打 [水打] 等二而、作物不熟之

*32 本田＝江戸時代、新田に対し、旧来の田。また、享保11年(1726)の新検地条目で、元禄年間以前に検地済みの田。
 *33 取米＝江戸時代、米穀で上納した年貢。
 *34 夫口米・御膳米・御用米・欠代＝「夫口米」は付加税。「御膳米」は領主の食事に特に供される米。「御用米」は幕府みずからの貯穀、譜代の諸城に貯えたもの、および幕府直轄地における貯米。「欠代」は「欠米(かんまい)」(蔵納めのときに各俵の量目が不足した場合、その不足分を補うために積み廻した米)であろう。
 *35 升目＝枡ではかった量。
 *36 替米＝現米を送らないで為替を組んで、目的地で現米を受け取るもの。かわしまい(為替米)。
 *37 出作(でさく)＝出小作。江戸時代、他の村へ出向いて小作をすること。また、その人。
 *38 下作＝下作人。田畠の直接耕作者で、その土地の上級得分収取権者である本所・名主・作人(作職所有者)に対し、それぞれ年貢・加地子(名主得分)・作徳(作職得分)を負担する立場にあった農民のこと。
 *39 穀留＝飢饉などの時に他領への米穀移出を禁じ、監視したこと。
 *40 野扶持＝江戸時代、將軍家の鷹場などを巡検する下級役人に与えた俸禄。
 *41 指継＝差次(差引勘定。賃借を相殺して残りの金額について勘定すること)か。
 *42 非人番給＝非人番の報酬。「非人番」は、盗賊および野非人(本来非人身分ではないが、経済的困窮により非人の状態になった者、乞食)の取締りをした生業で、その報酬(非人番給)として米や麦を与えられていた。
 *43 免(めん)＝免合(めんあい)。江戸時代の貢租率ないしは貢租額をいう。石高に対する年貢高(領主取り分)の割合で、〈免一つ五分壹厘壹毛〉と表示されれば11.11%のこと。
 *44 成詰＝物成詰(江戸時代、知行主の収入が標準になるように操作すること。また、米以外の畑や山林、河川などからの収穫物)か。
 *45 運上＝江戸時代の雑税の一。商・工・漁・鉱・運送などの営業者に賦課した。
 *46 藪年貢＝江戸時代、屋敷内の竹藪に課された雑税。竹藪銀。竹藪銭。
 *47 余内＝近世、芸人が請求した割増給料。
 *48 皮多革役＝「皮多」は日本の近世における賤民(被差別民)「穢多(えた)」の別称。革役も同じ。
 *49 遊行上人之伝馬＝遊行上人(時宗総本山遊行寺の歴代住職)に与えられた伝馬制度の特権。慶長18年以後、代替わり毎に幕府出府した際に与えられた「伝馬御朱印五〇匹」、すなわち、馬50匹、人足50人を徴発する権利。

節者、兼而〔急度〕御註進〔注進〕*50申上、春法の田並帳、上中下之石盛、反別之合毛附*51粉積無甲乙、請御検見〔平均之請御検見〕、御免相〔免合〕に引合、御引石、御用捨之放米之御手当を可願。

制法・制禁・賞罰

如此凶年には、巡礼〔順礼〕・願人・鉢叩・浪人・虚無僧、惣而諸勸進之儀、辻々に致立礼、其外、松明・嚏煙管〔くわへ煙盃〕堅停止可申附事。就中、強訴・徒党・逃散は別而、近年御制禁也〔御制禁たり〕。若、心得違之者有之、平生身持放埒〔不埒〕二而、村之議定を破、評議を妨げ、剩、博奕・諸勝負を企、又者、辻能・相撲・操歌舞伎・軽業・芝居、或、開帳・供養・会式之場二而鬪諍・喧嘩仕〔喧嘩を仕出し〕、狼藉之働〔狼藉を働き〕、或、社頭之境内〔或、宮山〕、鎮守之森、御藪林二而竹木を猥に伐採、加之、麦・稻・雑食〔雑事〕の芋・牛蒡〔牛蒡・蕪〕・蘿蔔*52等之野菜物、或、登物の樹木杯を盗み、野荒等之族は御条目之趣を読み聞かせ、内々詮議仕、從類に申付、重々異見を加へ、若、違背・不承知之輩は、応其罪過料、過怠追放可申付〔不承知之輩、御地頭様え可申上候。上者其罪に應じ科料・過怠追放等被為仰付候也。其外にも御法度を相守…〕。其中にも御法度を相守、農業を出精し、孝心深く実躰成者には、厚く入魂し其志之を褒美すべし。

若、遇不慮之難、身代不如意二而迷惑・困窮之百姓には加憐愍、合力・無尽〔無心〕・頼母子を執持、或、金銀米錢〔米穀〕之他借、年賦〔年賦・本生〕・質物・売券・年季・本物返し*53・永代譲り〔永代譲渡〕、証文は好身地類請負証人儘に相立、吟味之上、加印形、月限無油断催促し、遲滞無之様可致返済也。

訴訟

将又、金銀滞出入、或、跡式・境目論に付、地頭より御番所え以目安御訴訟申、御裏印頂戴仕、又者、当座争論之筋於訴出、願主・相手方之趣意得と〔篤と〕相調可相済儀は、利根・頓智之人〔仁〕を撰、雙方和睦〔和談〕させ、遺恨不残様可致内済。若、押領無躰を申懸、箇条六ヶ鋪不及私慮、下二而難捌〔難誘〕義は、返答書に押印〔奥印〕を加へ、取次〔取継〕少も無依怙鼻眞、以辨書致言上〔以辨書言上仕〕、可懸対決〔遂対決可〕。御裁判事〔請御裁判事〕、最丁寧・温和にして公用を重んじ、身分を卑下し、役掛の衆中えは年頭・歳暮・盆・節句・寒暑〔暑寒〕之見舞、御祝儀之恐悦、無懈怠相勤〔三次本、語句転倒〕、

庄屋の心懸け

組合〔組中〕・郷中・隣村参会之節は厭無益之費、村分二而は紙・墨・筆・油・蠟燭等を放埒に不遣〔不遣様〕、万事致簡略、柔和・慇懃に取扱時は、近辺・遠境之鑑と成、自然と古役之席に進、傍輩之用寵〔寵用〕〔傍輩之頭／用頭／面々〕可羨之至也。

昨今の風俗と庄屋の肝心要

然処、今時世上之風俗を見に、皆文盲愚昧にして、多くは忘其本源、不恐神明、只耽名聞、偏に掠役料之私欲〔掛役料之私欲〕、衣服・家宅好美麗、枉理〔枉利〕、募非猥〔募非、罵而〕、建我法、

*50 注進＝事件が起こった時、それを急いで報告すること。

*51 合毛付＝江戸時代、領主の検見(けみ)に先だって村方が作柄を内見(ないみ)し、もみの収量を見定めて役所へ報告すること。合毛(ごうけ)。

*52 蘿蔔(らぶく)＝ダイコンの漢名。

*53 本物返(ほんもつがえし・ほんものがえし)＝中世、買戻し特約付きの不動産売買形態。主として田畑の売主が年月にかかわらず売った値段(本物)を買主に支払って買戻す契約のものと、特定の期間を経過した後に同じく本物を支払って買戻す契約のものがあるが、その期間の田畑からの収益が利子となる。米穀などの現物をもって買戻すものを本物返し、銭貨で買戻すものを本銭(ほんせん)返しという。

以賄賂諂まいないをもつてへつらいて、上傲けんいのはだえをおごり権威けんいをほこり膚を、百姓罵ひやくしやうをしいたげのしり、[虐ひとをこほみ百姓罵かりそめ]而拒人、[仮初之事にも村小百
 姓を呵しがり]、溢乱酒・飽食らんしゆほつじよくにあはれ、長淫慾いんよくのおごりにちようじ之奢のうへんりちようのほりとよぼれ、被呼能辨利口之霸利げんどん、慳貪けんこん・邪見せんけん之行諸を [振舞]、横柄
 過言之族者、一朝之忿其身を忘、終に天道之冥理に尽、忽に公儀之機嫌を損、頻に諸人之怨を
 受、退役之後残物逆者悪名而已。家名退転之基歟 [是則、家名退転之基]。偶、人間に生き而
 [生まれて] 甲斐なく、却而 [還而] 従類眷属疎果、一家一門之昵を切、世之人口 [三次本この前
 後語句転倒]、他人之誹謗、汚先祖之名譽、失末代之外聞。苟も「一人貪戾らんをねいなれば、一国作乱*54」
 の金言、可おそれつつしむべし恐慎 […金言、嗚呼浅猿あゝあゝさま(敷)之心哉] [三次本、この後約10行増補]。常々、仁義礼智信之
 五常を守り、上君父には竭忠孝、下百姓には繫慈愛、正直・清廉にして少も無私時は、村中
 無自他之隔、自静謐にして相治、最も [既に] 上様之御賢慮にも叶 [協]、必日月之憐を蒙
 り、其余光及子孫、富貴繁昌無しそんにおよび疑うたがひなく、万代不易の庄屋たるべき事顯然也。仍而、所述短才之素意
 如件。

文政三辰之三月上旬写之。

◎家蔵の『庄屋往来』諸本

上=『庄屋往来』(文政4年6月書、大本1冊) / 下=『庄屋往来』(天保12年1月書、大本1冊)



*54 一人貪戾、一国作乱=『大学』伝九章。「一人(いちにん)貪戾(たんにれい)なれば、一国乱を作(な)す」。君主一人が貪欲で道理に背いているならば、国中の人は騒乱を起こすことになる。

参考：「手習本が教えた庄屋の肝心要」 *月刊『書写書道』（平成32年1月号）原稿

見習いから一人前になるまで10年以上を要した庄屋の教育。現代なら、難題と激務を抱える中間管理職とも言うべき庄屋の育成に、一役買った手習本『庄屋日記』を紹介しましょう。

江戸時代、村政の責任者は「庄屋」（地域により「名主」「肝煎」と呼ばれ、多く由緒ある家柄の世襲制であった。その地位は高く、名字帯刀などの特権が与えられた一方、任務は幅広く責任の重い激務だった。実際に、庄屋の職務は多岐にわたり、①徴税事務（年貢割当てから完納まで）、②法令遵守（上意下達、賞罰、訴訟等）、③戸籍事務（人別支配、出生・死亡・移転・相続の掌握）、④土地経営（田地・道路・用水等の管理、新田開発等）、⑤文書管理（公文書保管、関所手形・願書・契約書の奥書等）、⑥その他（巡見対応・救荒・弱者救済等）などの全責任を背負い、農村支配の末端役人として年貢徴収その他の職務を遂行しつつ、村の代表として村民を掌握していかなばならなかった。このような領主と村民の調整役のほかに、隣接地域との折衝もあり、庄屋には相当の器量と人心収攬の才が求められた。

そのため、庄屋の後継者は子供の頃から見習いとして諸役を代行し、長期にわたって実務や対人関係を一つ一つ習得する必要があった。例えば、美濃国西条村（岐阜県安八郡輪之内町）の庄屋が残した『西松日記』には以下の記述が見える（成松佐恵子著『庄屋日記にみる江戸の世相と暮らし』）。

まず息子9歳の正月から父の名代として親類等への年始挨拶（手習い開始と同時期）。以後、12歳時には捨て子養育費を養育先に届けさせるなど年齢と共に責任のある役割を任せ、13歳からは私塾に寄宿させて本格的な学問を開始。17歳の元服時には、父が親類・地縁を招いて後継者のお披露目をし、体調不良の父に代わって役所や被災地へ出張したり、各種会合に出席するなど数々の実地経験を積ませた後、18歳になった息子に庄屋役を継がせるべく父は退役願いを申し出たが、役所からは「2、3年待て」との返事。そうこうするうちに、息子は20歳で夭折、父が丹誠を込めた前後12年の努力は水泡に帰した。

このように、庄屋の後継者教育は一筋縄では行かなかったが、庄屋子弟教育用の手習本『庄屋往来（庄屋日記・里正往来）』も作られた。その最古本である文政3年（1820）書『庄屋日記』はこんな書き出しで始まる。

抑庄屋之為役儀事、忝も天皇の御治世、村々邑長を定給ひ、号庄官、又、呼名主。是、其村を所主之名目に而、上従公方、將軍家之台命、国司・領主・守護・地頭之上意、郡代・奉行・代官之仰を蒙、手代衆之指図を受、相役・年寄・肝煎・組頭・長百姓・後家・鰥寡に至迄、公辺之嚴重成事を申渡、下々有異変時者、早速、達上聞、御下知之趣披露する職分也。

つまり、庄屋は天皇から与えられた役職で、上からの命令は村内に徹底し、下々の異変は速やかに報告し上意を仰いで下達する職分と位置づける。そして、庄屋たる者は『御成敗式目』や様々な往来物、「四書・五経」等の和漢書を学んで身を修め、正直・始末・倅約を第一に務め、知恵・才覚をめぐらし、堪忍の慎みが肝要であり、①村内経営に必要な帳簿の整備、②切支丹宗門や御高札制禁の監督、③養子縁組・出奔・病死など村内人員の掌握、④寺社宗門の監督、⑤関所通行手形の管理、⑥村内における賞罰経営等の職務について纏々述べている。

末尾では、裁判では「丁寧・温和にして公用を重んじ、身分を卑下し、役掛の衆中へは年頭・歳暮・盆・節句・寒暑之見舞、御祝儀之恐悦、無懈怠相勤…」と日頃の心得にも言及し、『大学』の「一人貪戾なれば、一国作乱（君主一人が貪欲・非道なら国中が騒乱となる）」の金言を恐れ慎めと戒め、仁・義・礼・智・信を守り、君父には忠孝を尽くし、百姓には慈愛をかけ、正直・清廉・無私に徹すれば、必ず村内が静謐に治まると教えている。